

【障害福祉サービス等事業所】
令和5年度以降の受付窓口について

下記の手続書類については、（公財）東京都福祉保健財団の窓口において受付します。

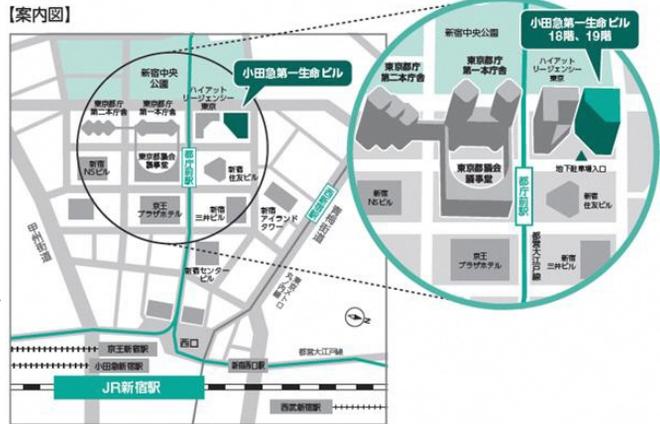
変更先

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室

〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル18階

＜交通＞
各線「新宿駅」西口から徒歩10分
都営大江戸線「都庁前駅」徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分

※お問合せ先・郵送先は
次頁をご覧ください。



変更日

令和5年4月1日（土曜日）

※窓口業務は4月3日から開始します。
※4月3日から5日までは、業務引継等のため、不要不急のお問い合わせはご遠慮願います。

対象
手続書類

- ・新規指定申請書（事業計画等の事前相談を含む）
- ・変更届出書（事業所移転やユニット増設等の事前相談を含む）
- ・指定更新申請書
- ・廃止、休止、再開届出書
- ・（特定相談支援・障害児相談支援に係る）事業開始届

※八王子市内の事業所は、引き続き八王子市が受付窓口となります。
※児童系サービスについて、児童相談所設置区内の事業所は、引き続き当該区が受付窓口となります。

＜訪問系サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

＜一般相談支援＞

地域移行支援、地域定着支援

＜居住系サービス＞

共同生活援助、短期入所、自立生活援助、施設入所支援（新規指定申請を除く）

＜日中活動系サービス＞

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

＜児童系サービス＞

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室

<電話受付時間>
9時00分から17時00分まで（土日祝日を除く）

障害福祉サービス等	電話番号
訪問系サービス、自立生活援助、一般相談支援、 （特定相談支援に係る）事業開始届に関すること	03-6302-0257
共同生活援助、短期入所	03-6302-0286
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援	03-6302-0308
生活介護、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援	03-6302-0313
児童系サービス、（障害児相談支援に係る）事業開始 届に関すること	03-6302-0315

※処遇改善加算等の問い合わせ窓口は従前通り、03-5320-4230となります。

※令和5年3月末までは、東京都福祉保健局障害者施策推進部の各所管部署が窓口となります。

問合せ先
※令和5年4月～

書類の
郵送先

【郵送先】
〒163-0718
東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部
障害福祉事業者指定室
（サービス種別名）宛

申請書等の書類提出時は、
宛先に「サービス種別名」
を明記してください。

